

第79号議案

蒲郡市モーターボート競走事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

蒲郡市モーターボート競走事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を、次のように制定するものとする。

平成28年12月7日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市モーターボート競走事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

別紙のとおり

提案理由

モーターボート競走事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するため提案する。

蒲郡市モーターボート競走事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

(蒲郡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第1条 蒲郡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「水道事業管理規程」の次に「、モーターボート競走事業管理規程」を加え、同条第2号中「水道事業」の次に「及びモーターボート競走事業」を加える。

第3条第1項中「水道事業管理規程」の次に「、モーターボート競走事業管理規程」を加える。

(蒲郡市部等設置条例の一部改正)

第2条 蒲郡市部等設置条例（昭和39年蒲郡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「ボートレース事業部」を削る。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

(蒲郡市職員定数条例の一部改正)

第3条 蒲郡市職員定数条例（昭和37年蒲郡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第9号」の次に「及び第10号」を加え、「1, 171人」を「1, 141人」に改め、同号ア中「691人」を「661人」に改め、同条に次の1号を加える。

(10) モーターボート競走事業の事務部局の職員 30人

(蒲郡市競艇施設整備事業基金条例の廃止)

第4条 蒲郡市競艇施設整備事業基金条例（昭和48年蒲郡市条例第32号）は、廃止する。

(蒲郡市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 蒲郡市モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成25年蒲郡市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条（見出しを含む。）中「競艇事業」を「競走事業」に改める。

第3条を次のように改める。

(法の適用)

第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)

第1条第2項の規定に基づき、競走事業に法の規定の全部を適用する。

第11条を削る。

第10条第1項及び第2項第3号中「競艇事業」を「競走事業」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「競艇事業」を「競走事業」に改め、同条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げる。

第4条中「競艇事業」を「競走事業」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(組織)

第4条 法第7条ただし書及び地方公営企業法施行令第8条の2の規定に基づき、競走事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、競走事業の事務を処理させるため、ボートレース事業部を置く。

(蒲郡市モーターボート競走場の施設使用に関する条例の一部改正)

第6条 蒲郡市モーターボート競走場の施設使用に関する条例(昭和47年蒲郡市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「規則」を「管理規程」に改める。

第8条第1項中「関係規則」を「関係管理規程」に改める。

第10条第1項及び第14条中「規則」を「管理規程」に改める。

(蒲郡市モーターボート競走事業臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 蒲郡市モーターボート競走事業臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例(平成25年蒲郡市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第5条第2項から第5項まで」を「第6条第2項から第5項まで」に改め、同条第2号中「規則」を「管理規程」に改める。

第4条から第6条まで、第8条、第9条及び第11条第2項第4号中「規則」を「管理規程」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。